

## 入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年3月7日

支出負担行為担当官

京都大学事務局長 本間 政雄

◎ 調達機関番号 016 ◎ 所在地番号 26

○ 第179号

### 1 事業概要等

(1) 品目分類番号 41、42、75

(2) 事業名 京都大学（桂）総合研究棟Ⅴ，  
（桂）福利・保健管理棟施設整備事業

(3) 事業場所 京都府京都市西京区御陵細谷  
京都大学構内

(4) 事業概要 PFI手法（BTO方式）による工学系の研究等を行う総合研究棟の設計、工事監理、建設及び維持管理業務及び教職員・学生の交流及び保健サービスの提供等を行う福利・保健管理棟の設計、工事監理、建設及び維持管理業務

(5) 事業期間 契約締結の日の翌日から平成30年3月31日まで。

### 2 競争参加資格等

(1) 入札参加者の構成等

- ① 入札参加者は、単独企業（以下「入札参加企業」という。）、又は複数の者で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）であること。
  - ② 入札参加者は、入札参加企業又は入札参加グループの構成員が本事業の遂行上果たす役割を明らかにするとともに、入札参加グループで申し込む場合には、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「競争参加資格確認申請書等」という。）の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続を行うとともに、大学との対応窓口となること。
  - ③ 入札参加者は、入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者（以下「協力会社」という。）についても、競争参加資格確認申請書等の提出時において協力会社として明記すること。
- (2) 入札参加者及び協力会社の参加要件
- 入札参加者及び協力会社のいずれも、以下の要件を満たすこと。
- ① 予算決算及び会計令（以下「予決令」と

いう。) 第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

② 予決令第72条に規定する資格を有する者であること。ただし、設計及び工事監理に当たる者については、2(3)①ア及び②アに示す「平成14・15年度設計・コンサルティング業務」の有資格業者に登録されている者であること。

③ 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立をした者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立をした者にあつては、手続き開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。

④ 競争参加資格確認申請書等の提出期限から落札者の選定が終了するまでの期間に、当該支出負担行為担当官から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」(平成6年5月17日付け文施指第83号文教施設部長通知)に基づく指名停止措置、又は「契約事務の適正な執行について」(平成13年1月6日付け12文科会第108号会計課長通知)別添四記第7物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領に基づ

く取引停止措置を受けている期間中でないこと。

⑤ 大学が本事業について、アドバイザー業務を委託したみずほ総合研究所(株)並びにみずほ総合研究所(株)が本アドバイザー業務において協力関係にある三井安田法律事務所及び(株)佐藤総合計画又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑥ 審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑦ 入札参加者及び協力会社のいずれかが、他の入札参加者又は協力会社として参加していないこと。

(3) 入札参加者及び協力会社の資格等要件

入札参加者及び協力会社のうち設計、工事監理、建設及び維持管理の各業務に当たる者は、それぞれ次の要件を満たすこと。

なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができることとし、また、同一業務を複数の者で実施する場合もその全ての要件をすべて満たすこと。ただし、工事監理業務と建設業務については、兼務す

ることはできない。また、資本金面若しくは人事面において関連がある場合も同様とする。

① 設計に当たる者は次の要件を満たすこと。

ア 文部科学省において平成14・15年度設計・コンサルティング業務に係る有資格業者として登録されている者であること。

イ 経営状況が健全であること。

ウ 不正又は不誠実な行為がないこと。

エ 建築士法（昭和25年法律202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

オ 平成5年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、下記に示す業務に従事し、完了した経験を有する総括技術者及び主任技術者を専任で配置できること。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。

鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造、地上3階建以上かつ延べ面積10,000㎡以上の校舎又は研究施設

② 工事監理に当たる者（建築基準法（昭和

25年法律201号) 第5条の4第2項の規定に基づき設置するものとする。) は次の要件を満たすこと。

ア 上記(3)①アに同じ。

イ 上記(3)①イに同じ。

ウ 上記(3)①ウに同じ。

エ 上記(3)①エに同じ。

オ 平成5年度以降に担当者(相当程度の責任をもって業務に従事した者)として、下記に示す業務に従事し、完了した経験を有する者を建築工事・電気設備工事・機械設備工事にそれぞれ専任で配置できること。

鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造、地上3階建以上かつ延べ面積10,000㎡以上の校舎又は研究施設

③ 建設に当たる者は、次の要件を満たすこと。

ア 文部科学省において一般競争参加者の資格を有し、各工事において、「一般競争参加者の資格」(平成13年1月6日文部科学大臣決定)第1章第4条で定めるところにより算定した点数(一般競争(指名競争)参加資格認定通知書の記2

の点数)が次の点数以上であること。

建築一式工事	1,250点
電気工事	950点
管工事	950点

なお、複数の工事を同一の企業が実施することは、差し支えない。

また、各工事を複数の企業が共同して実施することは差し支えない。ただしこの場合においては、共同して工事を実施するすべての入札参加者及び協力会社が上記を満たすものとする。

イ 提案内容に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき許可を有しての営業年数が5年以上あるものであること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

ウ 平成5年度以降に、元請として完成・引渡し完了した下記の基準を満たす各工事に対応した新営工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員と

しての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

なお、複数の建設企業が下記に示す建設工事ごとに共同して施工する場合にあつては、そのうちの1者が工事種類ごとの下記の施工実績を有すれば良いものとする。

a 鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造、地上3階建以上かつ延べ面積10,000㎡以上の校舎又は研究施設

ただし、建築工事を実施する企業は、次の工事実績も必要であるが、上記実績とは別の工事でもよい。

b プレキャスト・プレストレストコンクリート造の建築物

エ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

a 建築工事

一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士若しくは技術



士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を建設部門とするものに合格した者）の資格を有する者、又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

b 電気設備工事

一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を電気・電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気・電子」又は「建設」とするものに限る。）とするものに合格した者）の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣若しくは建設大臣が認定した者であること。

c 機械設備工事

一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（技術士法に

よる第二次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を「流体機械」又は「冷暖房及び冷凍機械」とするものに限る。）、水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「機械－流体機械」、「機械－冷暖房及び冷凍機械」、「水道」又は「衛生工学」とするものに限る。）とするものに合格した者）の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣若しくは建設大臣が認定した者であること。

d 平成5年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記③ウaに掲げる工事の経験を有する者であること。

e 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有する者であること。

④ 維持管理に当たる者は、次の要件を満たすこと。

ア 文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において平成13・14・15年度に近畿地域の「役務の提供等」のA、B又はCの等級に格付けされている者であること。

イ 請負を実施するに必要とする資格を有していることを証明した者であること。

なお、競争参加資格確認申請書等により参加の意思を表明した入札参加グループの構成員及び協力会社の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、大学と協議を行うこととする。

### 3 入札手続等

#### (1) 担当部局

〒606-8501 京都府京都市左京区吉田本町  
京都大学施設部企画課工事司計掛 電話07  
5-753-2308

#### (2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

平成15年3月7日（金）から平成15年6月  
12日（木）まで

URL：<http://www.adm.kyoto-u.ac.jp/sisetubu/pfi/index.html>、 URL：<http://sisetuweb1.mext.go.jp/mdbskn/frontsite/MF000.asp?BT=N>若しくは上記3(1)にて交付する。

#### (3) 入札説明会及び現地見学会の時間及び場所

##### ① 入札説明会

平成15年3月17日（月）午後2時00分から  
京都府京都市左京区吉田本町 京都大学  
（法経）総合研究棟大会議室（2階）

② 現地見学会

平成15年3月18日(火)午前11時00分から  
午後12時00分まで 京都府京都市西京区御  
陵細谷 京都大学桂キャンパス

(4) 競争参加資格確認申請書等の提出期間、提出場所及び提出方法

平成15年4月7日(月)から平成15年4月11日(金)午後5時00分まで 上記3(1)に同じ持参すること。

(5) 入札書及び入札提案書類の提出期間、提出場所及び提出方法

平成15年6月5日(木)から平成15年6月12日(木)午後5時00分まで(ただし、郵送による入札書等の受領期限は、平成15年6月12日(木)午後5時00分) 上記3(1)に同じ 持参又は郵送すること。電送による入札は認めない。

(6) 開札の日時及び場所

平成15年6月13日(金)午後2時00分 〒60  
6-8501 京都府京都市左京区吉田本町 京都  
大学施設部入札室(3階)

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除。

② 契約保証金 免除。ただし、選定事業者は建設工事の履行を確保するため、事業契約締結の日から施設引渡日までを期間として、建設工事に相当する金額（設計費及び工事監理費を含む。）の100分の10以上について、支出負担行為担当官京都大学事務局長又は、選定事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、事業契約締結後、速やかに当該履行保証保険契約に係る保証証券を支出負担行為担当官京都大学事務局長に提出すること。なお、選定事業者を被保険者とする履行保証保険契約が建設企業によって締結される場合は、選定事業者の負担により、その保険金請求権に、事業契約に定める違約金支払債務を被担保債務とする質権を支出負担行為担当官京都大学事務局長のために設定するものとする。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載を行った者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に

基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、入札説明書等で指定する性能等の要求水準のうち必須とされた項目を全て満たしている提案をした入札者の中から、入札説明書等で定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。

- (5) 手続における交渉の有無 無。
- (6) 契約書作成の要否 要。
- (7) 当該事業以外の業務で、当該事業に直接関連する業務に関する契約を当該事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無。
- (8) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ
- (9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記2(3)①ア、同②ア、同③ア及び同④アに掲げる競争参加資格の認定を受けていない者及び有資格業者の登録を行っていない者も上記3(4)により競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。
- (10) 詳細は入札説明書等による。

## 5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Homma Masao, The Obligating Officer Director-General, Administration Bureau, Kyoto University
- (2) Classification of the services to be procured: 41, 42, 75
- (3) Subject matter of the contract: PFI-based design, Construction and operation work of Building for the Faculty of Engineering and the Department of Welfare, Health and Medicine, Kyoto University (BT0-scheme)
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 5:00 P.M., 11 April 2003
- (5) Time-limit for the submission of tenders: 5:00 P.M., 12 June 2003 (tenders submitted by mail: 5:00 P.M., 12 June 2003)
- (6) Contact point for tender documentation: Budget for Construction Section, Planning Division, Construction Department, Kyoto University, Yoshida-honmachi Sakyo-ku

Kyoto-shi Japan 〒606-8501 TEL075-753-2

308